

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年3月までの国民年金保険料については納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年3月まで

私は、昭和55年5月頃、A市役所でBへの転出手続を行った際、窓口の職員から未納となっている10年分の国民年金保険料を払うように言われたので、同年6月にC市役所で国民年金の加入手続を行った。その翌日に、社会保険事務所（当時）の窓口で夫婦2人分の各々10年分の保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和55年6月は、国民年金法附則第4条に基づく第3回目の特例納付（以下「特例納付」という。）の実施期間中であり、申立人が特例納付したとする保険料は、同年6月時点で納付可能な特例納付保険料を納付した場合の金額とほぼ一致している。

また、申立人及びその妻は、申立期間後の昭和53年4月から60歳に到達するまでの期間において未納期間は無いほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする55年6月の時点で40歳を超えており、沖縄特別措置に基づく特例納付の手続を行っていないことから、国民年金の受給資格期間（300月）を確保するため、同年6月時点で納付可能な未納期間の保険料を特例納付したとすることが自然であり、このことは、申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人が実際に特例納付を行っていることが確認できることから推認できる。

さらに、申立人が昭和55年6月当時、1,000万円程度の資金を所持していたことが、申立人が同年4月に売却した不動産の登記簿謄本により推認できることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付する資力が十分にあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年3月までの国民年金保険料については納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年3月まで

私は、昭和55年5月頃、A市役所でBへの転出手続を行った際、窓口の職員から未納となっている10年分の国民年金保険料を払うように言われたので、同年6月にC市役所で国民年金の加入手続を行った。その翌日に、社会保険事務所（当時）の窓口で夫婦2人分の各々10年分の保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和55年6月は、国民年金法附則第4条に基づく第3回目の特例納付（以下「特例納付」という。）の実施期間中であり、申立人が特例納付したとする保険料は、同年6月時点で納付可能な特例納付保険料を納付した場合の金額とほぼ一致している。

また、申立人及びその夫は、申立期間後の昭和53年4月から60歳に到達するまでの期間において未納期間は無いほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする昭和55年6月の時点で40歳を超えており、沖縄特別措置に基づく特例納付の手続を行っていないことから、国民年金の受給資格期間（300月）を確保するため、同年6月時点で納付可能な未納期間の保険料を特例納付したとすることが自然であり、このことは、申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人が実際に特例納付を行っていることが確認できることから推認できる。

さらに、申立人及びその夫が昭和55年6月当時、1,000万円程度の資金を所持していたことが、申立人の夫が同年4月に売却した不動産の登記簿謄本により推認できることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付する資力が十分にあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 3 月 9 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 22 日

申立期間において、私はA事業所で支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額についての社会保険庁（当時）のオンライン記録が無い。同事業所が賞与支払届を社会保険事務所（当時）へ提出していないことが判明したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、A事業所が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿の記録から、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められ、事業主は申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 3 月 9 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 22 年 3 月 9 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立人はA事業所から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿の記録から、平成 19 年 1 月 22 日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から、申立人が同年 1 月 28 日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが判明した。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によれば、「被保険者期間を計算

する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項によれば、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成22年3月9日付けあっせんは、19年1月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない月であること、及び当該月に支給された賞与については厚生年金保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成19年1月22日であることから、当該賞与の支給記録に係る記録の訂正についての平成22年3月9日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を納付していないことが公務員採用試験の内定に影響があると困ると思い、平成15年の1月ころ、申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）の窓口で一括納付した記憶が有り、一緒に行った母親も私が申立期間の保険料を納付したことを覚えているので、申立期間の保険料の納付記録が確認できないとの年金事務所の回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成14年4月から15年3月までに係る国民年金保険料領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）を確認した結果、申立期間に係る領収済通知書は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする15年1月について、社会保険事務所が同月に収納した収入官吏別現金振込仕訳明細表月計に記録されている国民年金保険料の合計額と領収済通知書に記載された領収金額の合計額は一致している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和55年5月29日に金融機関で納付し、その領収書も所持しているが、同保険料相当額の還付を受けた記憶が無いにもかかわらず、申立期間が未納期間とされ減額された年金を受給していることに納得がいかない。申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を一括で納付したことを証する昭和55年5月29日付けの金融機関発行の領収証書を所持しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間の国民年金保険料は納付期限の時効が完成した後に納付されたことから、申立期間の保険料が納付された翌月の昭和55年6月に還付決議されており、還付決議年月日及び還付金額が明確に記載されていることが確認できる上、これらの還付記録の内容を疑わせる関連資料及び周辺事情は確認できず、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという主張のほか、申立人に対して申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月29日から40年5月1日まで
② 昭和40年5月10日から52年4月30日まで

私がA事業所で試験用稲の植付けから収穫実務作業に従事していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録がないことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所は、昭和35年2月1日から39年11月28日まで数次にわたり厚生年金保険の適用事業所として加入を繰り返していたことがオンライン記録から確認でき、同事業所が4回目に適用事業所でなくなった38年11月29日以後、同事業所が新たに厚生年金保険の適用事業所となったのは39年4月1日であることが確認できることから、申立期間①のうち、38年11月29日から39年4月1日までについては、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所は昭和39年11月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①のうち、同年11月28日から40年5月1日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できるほか、同事業所から適用事業所の名称が変更され同年4月1日から新たに適用事業所となったB事業所における厚生年金保険被保険者の加入状況を確認したが申立人の氏名は無い。

さらに、申立期間①当時、申立人は国民年金に加入しており、その全ての期間について国民年金保険料を納付している。

申立期間②について、前述のとおり、A事業所が最後に厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和39年11月28日である上、同事業所から適用事業所の名称が変更されたB事業所において申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、同事業所が名称変更された41年4月1日から新たに適用事業所となったC事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認したが

申立人の氏名は無い。

申立期間①及び②について、A事業所における同僚の厚生年金保険の記録から、連絡先が分かる同僚7人に照会したところ、3人から回答を得ることができたが、申立人の同事業所における勤務期間及び事業主による厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な証言を得ることはできなかった上、申立期間当時、同事業所を管理していたDによれば、「申立期間当時の関係書類は保存年限が経過しているため残っていない。また、当時は職員以外に臨時職員として季節単位で採用していたと思われるが、社会保険加入の条件等について関係書類もなく不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

加えて、申立期間①及び②の当時、申立事業所において申立人の上司であったとする者から提出された文書（「A事業所並びにC事業所における「E」氏勤務期間の確認」）によれば、申立人が申立期間①及び②の一部の期間において申立事業所で勤務していたことはうかがえるものの、厚生年金保険料の控除についての証言は無い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 2 日から 37 年 2 月 21 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金を私が昭和 37 年 4 月 4 日に受け取ったことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている整理番号*番から*番までの女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 37 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失をした者 40 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 32 名が半年以内に支給されていることから、同社同工場において、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、A社B工場における資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 37 年 4 月 4 日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは無い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 15 日から 49 年 3 月 15 日まで
私がA社に通信士として勤務していた申立期間の給与額は、月々の固定給 500 ドル（申立期間当時の為替レートで換算すると約 15 万円）であったが、国（厚生労働省）の記録では、私の標準報酬月額は、給与額に見合う標準報酬月額よりも低い額になっているので、申立期間について、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、月々の給与は固定給で 500 ドルをもらっていたと主張しているが、複数の同僚は、「船員の報酬は月々の給与ではなく、1 航海を終えた後の売上総額から経費等を差し引いた利益額を会社と乗組員で分配する利益配当金であった。」と述べている上、そのうちの一人は、「申立人が月々の固定給 500 ドルであったと主張しているのは、1 航海（4 か月から 6 か月）後の利益配当金のうち水揚金額が低かった場合の最低保障額のことを記憶違いしているのだと思う。」と述べていることから判断すると、A社における船員の報酬は、月々の給与制ではなかったことがうかがえる。

一方、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 47 年 8 月 15 日に同社において船員保険の被保険者資格を取得しており、同社所有の船舶の通信士であった申立人の標準報酬月額（6 万 8,000 円）は、同日に被保険者資格を取得している者で、申立人が同じ船舶の乗組員であったとしている漁労長兼船長（8 万円）及び機関長（7 万 2,000 円）に次ぐ額となっている。

また、昭和 47 年 8 月頃にA社において申立人が乗船していた船舶と同程度の規模で操業形態及び操業期間が同様な別の船舶において通信士であったとする二人の同僚の標準報酬月額は、オンライン記録によれば、各々 6 万 8,000 円及び 7 万 2,000 円となっており、申立人と同程度の金額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの状況はうかがえない。

さらに、申立人が主張する固定給 500 ドルは昭和 46 年 10 月から 48 年 9 月までの船員保険の最高等級の標準報酬月額である上、上記船員保険被保険者名簿によれば、申立人と同日の 47 年 8 月 15 日に船員保険の被保険者資格を取得した者 100 人中、最も高い標準報酬月額は漁労長の 11 万円であり、次いで船長及び機関長の 9 万 8,000 円の順となっていることから、申立人の標準報酬月額が当該漁労長、船長及び機関長を大きく上回る額であったとは考え難い。

加えて、上記船員保険被保険者名簿の申立人の記録とオンライン記録の標準報酬月額とは一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

その上、A 社は既に閉鎖されており、事業主にも連絡が取れないため、申立人の申立期間当時の報酬額及び保険料控除額について確認することができない上、申立人も報酬額及び保険料控除額が分かる資料を保管していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。